

# 社会への扉

とひら

- 自分の名前ですべての契約ができる
- 消費生活センターを活用できる
- 消費者の行動が社会を変えることに気付く

## 12のクイズで学ぶ 自立した消費者

★消費者が主役の社会へ  
 ★契約について理解しよう！  
 ★お金について理解しよう！  
 ★暮らしの安全について理解しよう！  
 ★消費生活センターについて知ろう！  
 ★あなたの行動が社会を変える！

**消費者庁**

## 消費者が主役の社会へ

消費者が主役の社会へ

あなたも私も、みんな消費者。一人ひとりの消費者の行動は、社会や経済などに大きな影響を与えます。消費者が生き生きと暮らし、消費者が主役の社会「消費者市民社会」を実現していくために、あなたにできることは？

★自立した消費者になるためにまず、このクイズにチャレンジしてみよう。

Q1 店で買い物をするとき、契約が成立するのはいつ？  
 ① 商品を手に取ったとき、  
 ② 代金を払ったとき、  
 ③ 店員が「はい、かしこまりました」と言ったとき。

Q2 店で商品を買ったが、使用前に不要になった。解約できる？  
 ① 解約できる。  
 ② レシートが残り1週間以内なら解約できる、  
 ③ 商品を返品していなければ解約できる。

Q3 17歳の高校生が、保護者に内緒で10万円の化粧品セットを契約した。この契約は取り消せる？  
 ① 取り消すことはできない。  
 ② 未成年者取扱いができる。  
 ③ 保護者が取り消しを求めたときのみ、未成年者取扱いができる。

Q4 街で呼び止められ、展示会場に行ったら勧誘され、断れなくて10万円の絵画を契約してしまった。この契約をクーリング・オフすることはできる？  
 ① 募集者がウソを言って勧誘した場合は、クーリング・オフできる。  
 ② 絵画を飾るなど、商品を使用していなければ、クーリング・オフできる。  
 ③ 契約してから8日以内であれば、クーリング・オフできる。

Q5 ネットショップでTシャツを買ったけれど似合わない。クーリング・オフできる？  
 ① クーリング・オフできない。  
 ② 契約してから14日以内ならクーリング・オフできる。  
 ③ 店員が近く前ならクーリング・オフできる。

**消費者庁**

## 消費者が主役の社会へ

消費者が主役の社会へ

あなたも私も、みんな消費者。一人ひとりの消費者の行動は、社会や経済などに大きな影響を与えます。消費者が生き生きと暮らし、消費者が主役の社会「消費者市民社会」を実現していくために、あなたにできることは？

★自立した消費者になるためにまず、このクイズにチャレンジしてみよう。

Q6 買い物をした後日に代金を支払うことになるのはどれ？  
 ① デビットカードで買う。  
 ② クレジットカードで買う。  
 ③ プリペイドカードで買う。

Q7 クレジットカードの支払方法で、1つ1つの商品の残高が分かりにくいのは？  
 ① 36回分割払い  
 ② リボルビング払い（リボ払い）  
 ③ ボーナス1回払い

Q8 自動車教習所へ通うため金融機関から20万円を年利（金利）17%で借りた。毎月5,000円ずつ返済した場合の返済総額は？  
 ① 約23万円  
 ② 約26万円  
 ③ 約29万円

Q9 「必ずもうかる投資」ってあるの？  
 ① 「必ずもうかる投資」はない。  
 ② マルチ商法の仕組みを使った投資は必ずもうかる。  
 ③ 専門家なら必ずもうかる投資を知っている。

**消費者庁**

## 消費者が主役の社会へ

消費者が主役の社会へ

あなたも私も、みんな消費者。一人ひとりの消費者の行動は、社会や経済などに大きな影響を与えます。消費者が生き生きと暮らし、消費者が主役の社会「消費者市民社会」を実現していくために、あなたにできることは？

★自立した消費者になるためにまず、このクイズにチャレンジしてみよう。

Q10 製品による事故が発生したとき損害賠償を求めることができる？  
 ① 損害賠償はされない。  
 ② 製品の代金のみ返金を求めることができる。  
 ③ 欠陥による損害であれば、賠償なども含む。広く損害賠償を求めることができる。

Q11 消費生活について相談したいときにかける電話番号は？  
 ① 消費者ホットライン 118番  
 ② 消費者ホットライン 188番  
 ③ 消費者ホットライン 189番

Q12 消費者トラブルにあったとき、あなたならどうする？  
 ① 自分が我慢すればよいことなので何もしない。  
 ② ネット上に事業者を誹謗中傷した書き込みをする。  
 ③ 消費生活センターや事業者※（お客様相談室）に相談する。

※「企業」、「売り手」という言葉が使われることもある。具体的には、販売店、メーカー、クレジットカード会社等の事業者。

### 消費者の権利

※消費生活における基本的な権利が保障され、※健全な生活環境が確保される中で、

1. 安全が確保されること	4. (消費者) 教育の機会が確保されること
2. 選択の機会が確保されること	5. 意見が反映に反映されること
3. 必要な情報が提供されること	6. 被害の救済がなされること

(消費者基本法から)

**消費者庁**







### 3 将来のためのお金

貯める	残る	運用する(投資)
預貯金	生命保険、損害保険	株式、債券など

「必ずもうかる投資」ってあるの？

① 「必ずもうかる投資」はない。

- 金融商品の中には、元本保証があるものと元本保証がないものがある。
- 一般的に高収益であるほどリスクも高くなる。また、元本以上の損失が発生する可能性がある仕組みの金融商品もある。
- 多様な金融商品が出回っているが、仕組みやリスクをよく理解できない場合は、絶対に手を出さない。
- リスクをよく理解し、認識した上で投資をすることも、選択肢の一つ。

金融商品で分からないことがあったら、契約する前に消費者生活センター(188)へ

### 暮らしの安全

製品やサービスによる事故で、ケガをしたり、物にはじかれてしまったりケースもある。安全に配慮した行動、さらに事故の再発防止のための行動をしよう。

暮らしの事故例

- カラーコンタクトレンズで目に傷がふいた
- スマホ充電中にコンセントから発煙・発火
- 乾物エスチによるケガ

製品による事故が発生したとき損害賠償を請求することができる？

③ 欠陥による損害であれば、治療費なども含め、広く損害賠償を請求することができる。

ワーク6 イラストにあるような事故があったとき、消費者にはどのような行動が求められるだろうか。周囲と相談して考えてみよう。

(ヒント) 身体への危害発生、火災等の事故発生時には、まずどこへ連絡をし、どのような行動をとる必要があるか。次に、消費者自身に損害が生じた場合の補償、事故の再発防止に関する連絡先を考える。

製品やサービスについて分からないことがあったら、契約する前に消費者生活センター(188)へ

### 消費生活センター

消費生活について相談したいときにかける電話番号は？

② 消費者ホットライン 188番

土日休みではありません

消費生活センターはこんな所で

全国の都道府県・市町村に約800か所あり、各地方公共団体が設置しています。

都道府県・市町村の地域の消費生活センターに相談ください！

消費生活に関することなら何でも相談できます！

出張相談

●どのような人が対応してくれるのですか？  
A: 国家資格を持った消費生活相談員やそれに準じた専門知識・技術を持った人が対応します。

●消費生活相談員は、どんな対応をしてくれるのですか？  
A: 消費者関連の法律に基づき、解決のためのアドバイスをしたり、必要に応じて事業者との協定に入っております(解決の仕方の交渉の手助け)を行ったりして被害の回復を図ります。

●秘密は守られるのですか？  
A: 守秘義務があるので、伺った情報はしっかり守られます。外には漏れません。

クーリング・オフ期間が過ぎてしまっても、困ったと思ったら消費生活センター(188)へ

### 消費生活センター

クーリング・オフ期間が過ぎてしまっても、困ったと思ったら消費生活センター(188)へ

ワーク7 最寄りの消費生活センターを訪問し、消費者被害について調べたり、消費生活相談員から話を聞いてみましょう。

(注意) 上のマンガでは、消費者が消費生活センターにネットワークビジネスに関する相談をしている。会話から相談点を抜き取ることも、消費生活センターから情報を得るなどして、1コマ目のシーンに関してロール・プレイングのシナリオを作って演じてみよう

